

特定施設・団体等との随意契約一覧

1. 契約締結前の公表事項（事前公表）

No.	事業名称	事業場所	事業（契約）の内容	契約の相手方の決定方法又は選定基準	申請方法	この事業に対する連絡先
1	名護市森林等維持管理業務	名護市一円地内	名護市林道及び市有地内の除草及び危険木・支障木の撤去、樹木の枝打ち、側溝清掃等の維持管理	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ・本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 ・臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 ・名護市、国、その他自治体と同種の契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。	この事業に対する連絡先より担当までご連絡ください。	課名：農林水産課 係名：林務水産係 電話：0980-53-1212（内線216）

2. 契約締結後の公表事項（事後公表）

No.	契約の相手方	契約締結日	契約金額	契約の相手方とした理由
1	名護市大中二丁目12-1 公益社団法人 シルバー人材センター 理事長 平良 栄辰	令和7年4月25日	7,000,000円	・選定基準を満たしているものが当該団体のみであるため。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体（シルバー人材センター）であるため。 ・高齢者の雇用機会の確保を図るため。